

奈良市公報

号外第23号

平成18年10月27日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告示

- 道路の位置指定……………1
- 奈良市民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業補助金交付要綱……………1
- 放置自転車等の保管……………5
- 道路の位置指定……………5
- 化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は収容の許可が必要な区域の指定の一部改正……………5
- 街区の区域及び街区符号の変更……………5
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………5
- 開発行為に関する工事の完了……………6
- 放置自転車等の保管……………6
- 奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示……………6
- 放置自転車等の保管……………6
- J R奈良駅南特定土地区画整理審議会委員選挙において選挙すべき委員等の数……………7
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……………7
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………7
- 平成18年度奈良市一般会計補正予算の要領……………7
- 結核指定医療機関の指定辞退……………8
- 結核指定医療機関の指定……………8
- 予防接種の実施の一部改正……………8
- 日本脳炎予防接種の実施の一部改正……………8
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………8
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………8
- 障害者自立支援法の規定による地域生活支援事業の実施に要する費用の額の算定に関する基準……………8
- 公平委員会**
- 奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………10
- 公営企業**
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定（3件）……………11
- 教育委員会**
- 奈良市立小学校通学区域についての一部改正……………11
- 選挙管理委員会**
- 在外選挙人名簿からの抹消……………11
- 奈良市の投票区についての一部改正（2件）……………11

- 農業委員会の委員の一般選挙における投票区の一部改正（2件）……………12

告示

奈良市告示第572号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成18年9月19日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	富田林市桜井町一丁目12番57号
申請者氏名	池田 英児
道路の位置	奈良市白毫寺町62番地、63番地の3及び63番地の4の各一部
道路の幅員	最大6.2m 最小6.0m
道路の延長	16.76m
指定年月日	平成18年9月19日
指定番号	第17028号

（平成18年9月19日掲示済）

奈良市告示第573号

奈良市民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成18年9月20日

奈良市長 藤原 昭

奈良市民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業補助金交付要綱
（趣旨）

第1条 多数の者が利用する民間建築物のアスベスト等の使用実態を把握し、アスベスト等による被害の未然防止及びその早急な除去等の推進を図るため、民間建築物の吹付けアスベスト等の分析調査に要する費用について、予算の範囲内で民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト等 ひる石及びパーライト等を除く「アスベスト及びアスベスト含有建材（ロックウール等）」をいう。
- (2) 補助対象建築物 市内に存する民間の建築物で、露出して吹付けアスベスト等が施工されている可能性のある店舗、ホテル、診療所、事務所その他多数の者が利用する建築物（戸建て住宅及び個人利用の倉庫等を除き、付属する電気室及び機械室を含む。）をいう。ただし、多数の者が共同で利用する部分に限る。
- (3) 吹付けアスベスト等の分析調査 露出して施工されている吹付け建材について行うアスベスト等の含有の有無に係る調査（定性分析）及びアスベスト等の含有量に係る調査（定量分析）のいずれか一方か、又は両方で、次のいずれかの分析方法により行われるものをいう。

ア 建材中の石綿含有率の分析方法について（平成18年8月21日付け基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通達）又は建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について（平成18年8月21日付け基安化発第0821001号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）に定める分析方法

イ その他市長が適当と認める分析方法

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有者（共有の建築物にあっては、共有者全員の合意による代表者）であること。
- (2) 補助対象建築物の吹付けアスベスト等の分析調査を行う者であること。
- (3) 補助対象建築物の吹付けアスベスト等の分析調査に関し、他の国庫補助金等が交付されていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象者が吹付けアスベスト等の分析調査に要した経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（40,000円を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業実施計画書（別記第1号様式）
- (2) 吹付けアスベスト等の分析調査の見積書又は契約書の写し
- (3) 補助対象建築物の付近見取図及び写真（建物全体及びアスベスト等が施工されている箇所）

(4) 補助対象建築物の所有者であることが確認できる書類

(5) その他市長が必要と認める書類
(分析調査事業の着手)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定日から30日以内に吹付けアスベスト等の分析調査に着手するものとする。

(補助金の実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、吹付けアスベスト等の分析調査が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業実施報告書（別記第2号様式）
- (2) 分析機関が発行した分析調査結果報告書の写し
- (3) 吹付けアスベスト等の分析調査の実施に関して分析機関と締結した契約書の写し
- (4) 吹付けアスベスト等の分析調査に要する費用に係る分析機関からの請求書又は領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成18年9月20日から施行する。

別記

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

補助対象事業実施計画書

受付番号

申請者氏名			
建築物所在地			
建築物名称		用途	
建築物構造、階数		延べ面積	m ²
吹付けのある部分			
調査業者名	会社名 住所 担当者氏名 連絡先		
事業開始予定日	年 月 日		
事業完了予定日	年 月 日		
調査箇所数			箇所
調査費(A)			円
補助基本額(B = A × 2 / 3)			円
補助限度額(C)			円
交付申請額(D = B 又は C のいずれか少ない額)			円
備考			

第2号様式(第8条関係)

年 月 日

補助対象事業実施報告書

受付番号

申請者氏名			
建築物所在地			
建築物名称		用途	
建築物構造、階数		延べ面積	m ²
吹付けのある部分			
調査業者名	会社名 住所 担当者氏名 連絡先		
事業開始日	年 月 日		
事業完了日	年 月 日		
調査箇所数			箇所
調査費(A)			円
補助基本額(B = A × 2 / 3)			円
補助限度額(C)			円
交付申請額(D = B 又は C のいずれか少ない額)			円
備考			

(平成18年9月20日揭示済)

奈良市告示第574号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年9月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年9月20日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市市民生活部市民安全室地域安全課
電話0742-34-1111代表

(平成18年9月20日揭示済)

奈良市告示第575号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成18年9月21日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市東登美ヶ丘五丁目14番30号
申請者氏名	三木 武彦
道路の位置	奈良市三碓三丁目132番地の4
道路の幅員	最大6.2m 最小4.7m

道路の延長	17.60m
指定年月日	平成18年9月21日
指定番号	第18006号

(平成18年9月21日揭示済)

奈良市告示第576号

化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は収容の許可が必要な区域の指定（平成14年奈良市告示第155号）の一部を次のように改正し、平成18年9月25日から施行します。

平成18年9月21日

奈良市長 藤原 昭

第1項中「中登美ヶ丘四丁目」の次に「中登美ヶ丘六丁目」を加える。

(平成18年9月21日揭示済)

奈良市告示第577号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、街区の区域及び街区符号を次のとおり変更します。

平成18年9月22日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更の年月日
平成18年9月25日
- 2 街区の区域及び街区符号
 - (1) 北登美ヶ丘一丁目の一部
別図1を別図2に示すとおり変更します。

別図1及び別図2省略

(平成18年9月22日揭示済)

奈良市告示第578号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第4条の規定により告示します。

平成18年9月22日

奈良市長 藤原 昭

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
中辻 直之	国立病院機構 奈良医療センター	奈良市七条二丁目789	外科 (ぼうこう又は直腸機能障害)	平成18年9月4日
竹内 章治	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50-1	呼吸器科 (呼吸器機能障害)	平成18年9月12日

中川 勝裕	なかがわ 呼吸器科 アレルギー 科医院	奈良市朱雀 6-20- 1 朱雀 医療ビル 102号	
-------	------------------------------	--	--

(平成18年 9月22日揭示済)

奈良市告示第579号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年 9月22日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成18年 5月22日 奈良市指令都整開第06A-14号
平成18年 8月 7日 奈良市指令都整開第06A-14-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成18年 9月22日 第1020号
(2) 公共施設 平成18年 9月22日 第448号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市三碓五丁目1814番地の10
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市学園北一丁目3番2号
株式会社 住
代表取締役 鈴木 守
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市三碓五丁目1814番地の10の一部
(2) 下水道
奈良市三碓五丁目1814番地の10の一部

(平成18年 9月22日揭示済)

奈良市告示第580号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年 9月22日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年 9月22日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年 9月22日揭示済)

奈良市告示第581号は、奈良市公報号外第24号に掲載

奈良市告示第582号

奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年 9月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱（平成14年奈良市告示第390号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「1年について20回」を「半年について10回」に改める。

第5条第2項各号を次のように改める。

- (1) 入浴券 1月を単位として、次に掲げる交付時期の区分に応じて、それぞれに定める有効期限の券6月分までを交付する。ただし、経過した月に対応するものは交付しない。
ア 4月から9月までの間に交付する場合 9月末日まで有効の券
イ 10月から翌年3月までの間に交付する場合 翌年3月末日まで有効の券
- (2) 映画券 次に掲げる交付時期の区分に応じて、それぞれに定める枚数を交付する。
ア 4月から6月までの間に交付する場合 9月末日まで有効の券を10枚
イ 7月から9月までの間に交付する場合 9月末日まで有効の券を5枚
ウ 10月から12月までの間に交付する場合 翌年3月末日まで有効の券を10枚
エ 1月から3月までの間に交付する場合 3月末日まで有効の券を5枚

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(平成18年 9月25日揭示済)

奈良市告示第583号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年 9月25日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年 9月25日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年9月25日揭示済)

奈良市告示第584号

平成18年10月22日に執行する大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR奈良駅南特定土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整合法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第3項の規定に基づく異議の申出がなく、同令第22条第4項の規定に基づくこの選挙において選挙すべき委員及びその予備委員の数を下記のとおり定めたので、同令第22条第1項及び第4項の規定により、公告します。

平成18年9月26日

奈良市長 藤原 昭
記

- 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 8人
- 2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 0人
- 3 宅地の所有者が選挙すべき委員の予備委員の数 4人
- 4 宅地について借地権を有する者が選挙すべき予備委員の数 0人

(平成18年9月26日揭示済)

奈良市告示第585号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年9月27日

奈良市長 藤原 昭

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
野村 知義		柔道整復	平成18年7月31日
奈良中央接骨院（野村知義）	奈良市芝辻町四丁目5-2 新大宮グリーンビル3階		

(平成18年9月27日揭示済)

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		千円 211,528	千円 40,000	千円 251,528
	1 繰越金	211,528	40,000	251,528
歳入合計		133,940,483	40,000	133,980,483

奈良市告示第586号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年9月27日

奈良市長 藤原 昭

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
正木 一磨		柔道整復	平成18年9月11日
まさき鍼灸整骨院（正木一磨、正木香菜子）	奈良市五条西一丁目17-8-103		
正木 香菜子		柔道整復	平成18年9月11日
まさき鍼灸整骨院（正木一磨、正木香菜子）	奈良市五条西一丁目17-8-103		

(平成18年9月27日揭示済)

奈良市告示第587号

平成18年9月27日付で専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成18年9月27日

奈良市長 藤原 昭

- 1 平成18年度奈良市一般会計補正予算（第4号）
平成18年度奈良市一般会計補正予算（第4号）
平成18年度奈良市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ40,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133,980,483千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
9 土木費		13,444,220 ^{千円}	40,000 ^{千円}	13,484,220 ^{千円}
	5 住宅費	763,834	40,000	803,834
歳出合計		133,940,483	40,000	133,980,483

(平成18年9月27日揭示済)

奈良市告示第588号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成18年9月28日

奈良市長 藤原 昭

名称	所在地	辞退年月日
田村クリニック	奈良市西大寺小坊町5-1	平成18年9月20日

(平成18年9月28日揭示済)

奈良市告示第589号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成18年9月28日

奈良市長 藤原 昭

名称	所在地	指定年月日
有限会社メジロ薬局帝塚山店	奈良市帝塚山一丁目1-33-102	平成18年9月22日

(平成18年9月28日揭示済)

奈良市告示第590号

平成18年奈良市告示第164号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成18年9月29日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成18年9月29日揭示済)

奈良市告示第591号

平成18年奈良市告示第405号（日本脳炎予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成18年9月29日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成18年9月29日揭示済)

奈良市告示第592号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年9月29日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
石崎眼科診療所	奈良市東向南通10-2	平成18年8月31日
たなか医院	奈良市学園北一丁目1-1ル・シェル学園前3階	平成18年8月5日

(平成18年9月29日揭示済)

奈良市告示第593号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成18年9月29日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
寺崎クリニック	奈良市南城戸町67	平成18年10月10日
いとう歯科	奈良市四条大路一丁目25-20	平成18年10月2日

(平成18年9月29日揭示済)

奈良市告示第594号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条第1項及び第3項の規定による地域生活支援事業の実施に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成18

年10月1日から適用します。

平成18年9月29日

奈良市長 藤原 昭

1 日常生活用具給付事業

種 目	基 準 額 (円)
特殊寝台 (訓練用ベッド)	154,000
特殊マット	19,600
特殊尿器	67,000
入浴担架	82,400
体位変換器	15,000
移動用リフト	159,000
訓練いす	33,100
入浴補助用具	90,000
便器	4,450 手すり付 9,850
歩行補助つえ	3,000
移動・移乗支援用具	60,000
頭部保護帽	12,160
特殊便器	151,200
火災警報器	15,500
自動消火器	28,700
電磁調理器	41,000
歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000
聴覚障害者用屋内信号装置	87,400
透析液加温器	51,500
ネブライザー	36,000
電気式たん吸引器	56,400
酸素ボンベ運搬車	17,000
盲人用体温計 (音声式)	9,000
盲人用体重計	18,000
携帯用会話補助装置	98,800
情報・通信支援用具	100,000
点字ディスプレイ	383,500
点字器	10,400

点字タイプライター	63,100
視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000
視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800
視覚障害者用拡大読書器	198,000
盲人用時計	触読式 10,300 音声式 13,300
聴覚障害者用通信装置	71,000
聴覚障害者用情報受信装置	88,900
人工喉頭	70,100
蓄便袋	月額 8,600
蓄尿袋	月額 11,300
紙おむつ等 (紙おむつ、洗腸用具、さらし・ガーゼ等衛生用品)	月額 12,000
収尿器	男性用 7,700 女性用 8,500
居宅生活動作補助用具	200,000

2 移動支援事業

(1) 個別支援型算定単価

ア 身体介護を伴う場合

所要時間30分未満 2,300円

所要時間30分以上1時間未満 4,000円

所要時間1時間以上1.5時間未満 5,800円

所要時間1.5時間以上 6,600円に所要時間30分増すごとに700円を加算した額

イ 身体介護を伴わない場合

所要時間30分未満 800円

所要時間30分以上1時間未満 1,500円

所要時間1時間以上1.5時間未満 2,300円

所要時間1.5時間以上 3,000円に所要時間30分増すごとに700円を加算した額

(2) 施設等利用型算定単価

片道540円 (所要時間0.5時間換算)

3 地域活動支援センター及び地域活動支援センター (Ⅱ型・Ⅲ型)

(1) 委託料の算定等について

ア 利用者 (契約者) が5人以上8人以下

事業所1箇所当たり年額5,100,000円及び利用者1名当たり年額120,000円と重度障害利用者1名当たり年額68,400円の合計額

イ 利用者 (契約者) が9人以上14人以下

事業所1箇所当たり年額5,750,000円及び利用者1名当たり年額120,000円と重度障害利用者1名当

たり年額68,400円の合計額

ウ 利用者（契約者）が15人以上
事業所1箇所当たり年額6,750,000円及び利用者1名当たり年額120,000円と重度障害利用者1名当たり年額68,400円の合計額

エ 年度途中で事業開始の場合は、月割りにて計算した金額とする。

オ 予算の範囲内で委託料の支出を行うものとし、利用者（契約者）が減少した場合のみ年度末に精算するものとする。

カ 地域活動支援センターⅡ型の場合は、年額3,000,000円加算し、地域活動支援センターⅢ型の場合は、年額1,500,000円加算する。

ク 重度障害利用者とは、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神保健福祉手帳1・2級を所持している当該センター利用者をいう。

ケ その他詳細については、委託契約書にて定めるものとする。

(2) 支援費制度におけるデイサービス実施事業所が地域活動支援センター及び地域活動支援センターⅡ型に移行した場合は、次のサービス単価にて、センター運営を行う。

地域活動支援センターサービス単価表

ア 利用時間4時間未満	1,600円
イ 利用時間4時間以上6時間未満	2,400円
ウ 利用時間6時間以上	3,200円

エ 支援費制度での障害者デイサービス事業実施事業所が、地域活動支援センター実施事業所に移行した場合、上記単価が適用され、その費用にてセンター運営を行う。

地域活動支援センターⅡ型サービス単価表

ア 利用時間4時間未満	1,600円
イ 利用時間4時間以上6時間未満	2,400円
ウ 利用時間6時間以上	3,200円
エ 入浴加算	420円

オ 支援費制度での障害者デイサービス事業実施事業所が、地域活動支援センターⅡ型実施事業所に移行した場合、上記単価が適用され、その費用にてセンター運営を行う。

経過的デイサービス事業単価表

ア 利用時間4時間未満	1,600円
イ 利用時間4時間以上6時間未満	2,400円
ウ 利用時間6時間以上	3,200円
エ 入浴加算	420円

オ 支援費制度での障害者デイサービス事業実施事業所が、経過的デイサービスセンター実施事業所に移行した場合、上記単価が適用され、その費用にてセンター運営を行う。

4 訪問入浴サービス事業
訪問入浴サービス単価は、1回当たり12,500円とする。

5 更生訓練費給付事業

(1) 訓練のための経費（月額）
次の利用サービス種別の額とする。

ア 旧法視覚障害者更生施設（あん摩、はり、きゅう科）

訓練した日が15日以上	14,800円
訓練した日が15日未満	7,400円

イ 旧法肢体不自由者更生施設、旧法視覚障害者更生施設（あん摩、はり、きゅう科を除く。）、旧法聴覚・言語障害者更生施設及び旧法内部障害者更生施設

訓練した日が15日以上	6,300円
訓練した日が15日未満	3,150円

ウ 自立訓練事業、就労移行支援事業、旧法身体障害者入所授産施設及び旧法身体障害者通所授産施設

訓練した日が15日以上	3,150円
訓練した日が15日未満	1,600円

(注) 通所者も含む。

(2) 通所のための経費

1回につき	280円
-------	------

6 日中一時支援事業

(1) 標準型

ア 所要時間4時間未満	1,600円
イ 所要時間4時間以上8時間未満	3,200円
ウ 所要時間8時間以上	4,800円
エ 入浴加算（入浴サービス提供時のみ）	420円

(2) 重心型

ア 所要時間4時間未満	6,000円
イ 所要時間4時間以上8時間未満	12,000円
ウ 所要時間8時間以上	18,000円

(3) 遷延性型

ア 所要時間4時間未満	3,500円
イ 所要時間4時間以上8時間未満	7,000円
ウ 所要時間8時間以上	10,500円

(平成18年9月29日掲示済)

公平委員会

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月27日

奈良市公平委員会

委員長 森田 功

奈良市公平委員会規則第2号

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年奈良市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表出張所の項中「次長」を「次長 参事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成18年8月1日から適用する。

(平成18年9月27日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第32号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成18年9月20日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
今章工務店	今西 一晃	奈良市都祁白石町921番地	平成18年9月13日

(平成18年9月20日揭示済)

奈良市水道局告示第33号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成18年9月25日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
大阪セキスイハイム施工株式会社	代表取締役 川上 保	大阪府大阪市平野区長吉長原西二丁目12番5号	平成18年9月14日

(平成18年9月25日揭示済)

奈良市水道局告示第34号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成18年9月28日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社大西商店	代表取締役 大西 政彦	京都府綴喜郡井手町大字井出小字柏原68番地	平成18年9月21日

(平成18年9月28日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第18号

奈良市立小学校通学区域について（平成8年奈良市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成18年9月21日

奈良市教育委員会

委員長 植松 滋子

富雄北小学校通学区域の部分中「富雄川西二丁目」を「富雄川西二丁目の一部（25番街区から30番街区までを除く。）」に改め、鳥見小学校通学区域の部分中「（27番街区から30番街区まで）」の次に「、富雄川西二丁目の一部（25番街区から30番街区まで）」を加える。

附 則

この告示は、平成18年9月21日から施行する。

(平成18年9月21日揭示済)

選 挙 管 理 委 員 会

奈良市選挙管理委員会告示第53号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号の規定により、平成18年9月24日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成18年9月25日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田 勝二

- 1 抹消年月日
平成18年9月25日
- 2 抹消した者の氏名等
別紙のとおり
別紙省略

(平成18年9月25日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第54号

奈良市の投票区について（平成9年奈良市選挙管理委員会告示第34号）の一部を次のように改正します。

平成18年9月25日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田 勝二

第67投票区の項中「中登美ヶ丘三丁目（2番地及び5番地）」の次に「、中登美ヶ丘六丁目」を加える。

(平成18年9月25日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第55号

奈良市の投票区について（平成9年奈良市選挙管理委員会告示第34号）の一部を次のように改正し、平成18年12月4日から施行します。

平成18年9月25日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田勝二
第73投票区の項中「富雄泉ヶ丘」の次に「、帝塚山西一丁目、帝塚山西二丁目」を加える。
(平成18年9月25日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第56号

農業委員会の委員の一般選挙における投票区（平成9年奈良市選挙管理委員会告示第35号）の一部を次のように改正します。
平成18年9月25日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田勝二

第2選挙区の部第16投票区の項中「中登美ヶ丘四丁目」の次に「、中登美ヶ丘六丁目」を加える。
(平成18年9月25日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第57号

農業委員会の委員の一般選挙における投票区（平成9年奈良市選挙管理委員会告示第35号）の一部を次のように改正し、平成18年12月4日から施行します。
平成18年9月25日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田勝二

第2選挙区の部第17投票区の項中「帝塚山中町」の次に「、帝塚山西一丁目、帝塚山西二丁目」を加える。
(平成18年9月25日揭示済)